



教職員のためのコンプライアンスハンドブック

あなたとあなたの大切な人を守るために



あなたが不祥事を起こせば、あなた自身はもとより、
あなたの大切な児童生徒、同僚、家族を悲しませ、
深く傷つけます



令和3年3月
長崎県教育委員会

教職員のための
コンプライアンスハンドブック／目次

1 不祥事防止のための教育長緊急メッセージ

P01

はじめに、令和元年10月に発出したメッセージを紹介します。

2 懲戒処分の状況

P02

最近の懲戒処分の状況及び事例を紹介します。

3 懲戒処分を受けた本人等の供述

P06

不祥事を起こした動機、反省と後悔の言葉を紹介します。

4 被害者等の思い

P08

わいせつ被害にあった児童生徒、保護者の苦しみを紹介します。

5 不祥事を起こした場合の責任

P13

もし不祥事を起こしたら・・・あなた自身のことを想像してください。

6 事件・事故発覚後の学校における事後対策

P15

不祥事が発生した場合の学校の対応のポイントを紹介します。

7 県教育委員会の不祥事防止に向けた取組

P19

不祥事防止のための取組、懲戒処分基準等を紹介します。

8 各種相談窓口

P34

不安やストレスによる悩みを相談できる各種の窓口を紹介します。

裏表紙

不祥事を起こさないための心がまえ

職場の危機管理「7つの行動指針」

1 不祥事防止のための 教育長緊急メッセージ

はじめに

わいせつ系の不祥事が続発している現状を重大且つ深刻に受け止め
全教職員が自分の身に引き寄せて考える機会となるように、
令和元年10月11日に発出したメッセージです。

不祥事防止のための緊急メッセージ

教職員の皆さんへ

各学校では、子どもたちの確かな成長を目指し、全教職員が保護者や地域の方々からの信頼を力強い支えとしながら、教育活動を展開しています。

特に、子どもたちは、心から信頼できる教職員に導かれることにより、学ぶことの大切さや喜びを知り、自らの可能性を拓いていくものです。

一方で、これら築き上げてきた信頼を根底から打ち崩し、学校教育への期待を裏切る行為が、教職員による不祥事です。また、自らの家庭をも不幸に陥れることにもなります。

平成28年度以降、飲酒運転事案が発生していないなど、不祥事根絶に向けた歩みを皆さんと共に進めてまいりました。しかしながら、わいせつ行為に係る不祥事が続いており、本年度になり4件の懲戒処分を行いました。

わいせつ行為は、子どもたちを教え導く使命と立場、その職にあることの矜持を忘れた蛮行であり、倫理観や正義感が著しく欠落した恥ずべき行為です。

不祥事を起こした者は一部とは言え、皆さんと同じ教職員であることは事実であり、正に痛恨の極み、本県学校教育の根幹が問われる事態です。

わいせつ行為の要因は、個人の心理に深くかわり、他人が踏み込みにくいものです。だからこそ、自らの心の闇に正対し、自らを律する覚悟が求められます。

絶えず「これでよいのか」と自問してください。

教職員の不祥事はあってはならないものです。

皆さん一人一人が、不祥事を根絶し教育への信頼を築く圧倒的当事者であることを深く心に刻んでください。本県学校教育に携わる者としての誇りを胸に、日々、子どもたちを学校で迎えましょう。

令和元年10月11日

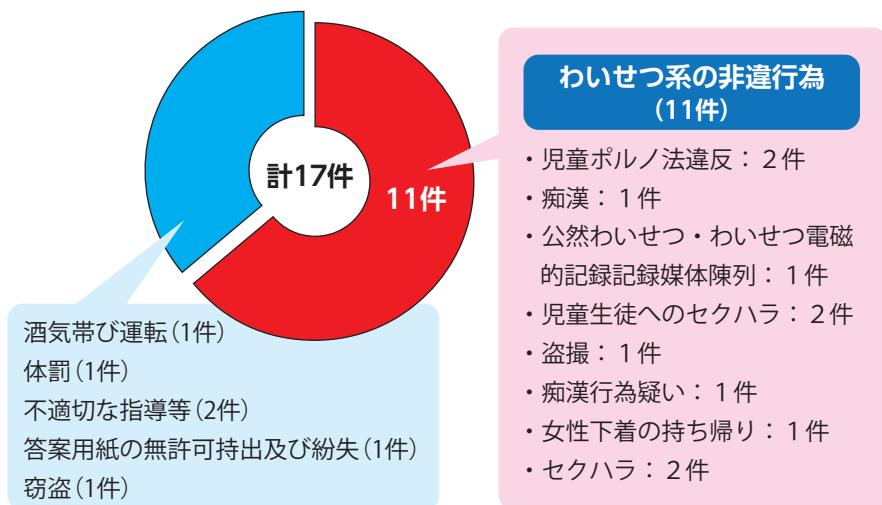
長崎県教育委員会

教育長 池松 誠二

2 懲戒処分の状況

長崎県教育委員会における最近（平成29年度から令和元年度）の懲戒処分は17件、その内「わいせつ系の非違行為」が約6割を占めます。体罰、飲酒運転も根絶に至っていません。

＜最近の懲戒処分件数（平成 29 年度から令和元年度）＞



わいせつ行為 による被害者は心に大きな傷を負います。

特に、児童生徒に対するわいせつ行為等は、教職員として絶対に許されない最も悪質な行為であり、こうした非違行為があった場合には、**原則として懲戒免職**となるなど、引き続き、厳正な懲戒処分等を受けることになります。

非違行為や疑わしい行為があった場合には、校長等が学校だけの判断で対処するのではなく、**教育委員会に確実に報告する**とともに、教職員に対する研修や意識啓発の取組を充実させるなど未然防止に努める必要があります。

また、全国的に、教職員が電子メールやLINE・フェイスブック等のSNSの通信手段を用いて児童生徒及び保護者と私的なやり取りをした結果、わいせつ行為などに繋がっている事案が多く発生しています。プライベートな連絡を取ることがないよう教職員への指導の徹底が求められています。

わいせつ系の非違行為は、「つい…」とか「これくらいなら大丈夫かな…」など自己中心的気持ちの甘さから非違行為に及んでいるケースや悪いことだと思いながらも、「やってはいけない」という警告意識が作動せずに確信犯的に行為に及んでいるケースがほとんどです。**処分は原則として免職**になります。

＜記憶に残っていますか？ ～直近の懲戒処分事例から抜粋～＞

(児童ポルノ法違反)

令和元年10月処分

相手が18歳未満であることを認識しながら被害女性の裸の画像を撮影させ、LINEで送信させた。

自分の行為が不祥事だと認識しながら、性的衝動に負けて行為を続けた。

免職

(痴漢)

令和元年10月処分

走行中の電車内で、隣の座席で寝ていた女性の左胸を、触りたいという性的衝動のままに触り、逮捕された。

免職

(公然わいせつ・わいせつ電磁的記録記録媒体陳列)

令和元年9月処分

わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の疑いで逮捕、起訴された。やってはいけないと自覚しながら止められず、起訴された動画以外にもわいせつ内容を含む動画の配信を行っていた。

免職

(児童へのセクハラ)

平成31年2月処分

体を触りたいという性的な目的で女子児童を個別に呼び出し、口に指を入れる等のわいせつ行為やマット運動等の指導中に胸や尻を触るなどのわいせつ行為を行った。

免職

(生徒等へのセクハラ)

平成30年10月処分

「励ましたい、元気づけたい」という自分勝手な考えで、在学中の女子生徒1名及び卒業生女性2名に抱きついたり、キスしたりした。

免職

(盗撮)

平成29年12月処分

盗撮が犯罪であることは理解していたが、性的衝動を抑えきれず、教室内で、対面する机の下に固定したタブレット端末で児童の股の内側をひそかに動画撮影した。

免職

（盗撮及び児童ポルノ法違反）

平成29年10月処分

盗撮が法に触れることもわかったうえで、性的衝動を抑えられず、県外のビーチで11歳の女兒の容姿及び臀部を後ろから盗撮し、逮捕された。取調べにおいて、県内の18歳未満の女性の着替える姿を盗撮していたことも判明し、再逮捕された。

免職

（女性下着の持ち帰り（窃盗・横領））

平成29年7月処分

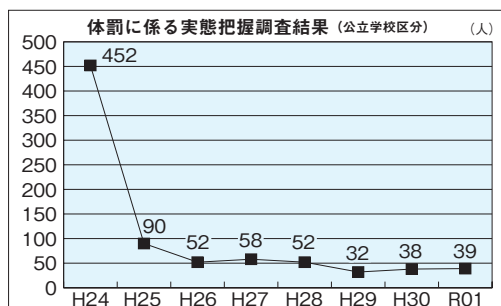
落し物だから大丈夫だと自分勝手な判断から犯罪行為との認識が薄れ、県内外のコインランドリーから落し物かご等にあった女性用下着71点を自宅に持ち帰った。

免職

<くわいせつ系以外の非違行為>

体罰もなくなります・・・

令和元年度に体罰で懲戒処分
又は指導措置等を受けた教員
数は39人、根絶とは程遠い状
況です。



教員が児童生徒に暴力を振るうことは、あってはならないことであり、体罰は、学校教育法第11条において禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な影響を与えるとともに、将来への人格形成にも影響を及ぼします。

さらに、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあるものであり、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行うことは認められません。

なお、体罰を行った教員は、客観的な事実関係に基づき、厳正な懲戒処分等を受けることになります。

特に、以下に該当する場合等は、より厳重な処分を受けます。

- ①児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- ②児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- ③体罰を起こした教員が体罰を行った事実を隠蔽した場合
- ④特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒など、特別な支援を要する児童生徒に体罰を行った場合

また、体罰のみならず、教員等による児童生徒に対する暴言等の不適切な指導については、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねず、懲戒権の範囲を逸脱した行為としてあってはならないことであり、こうした行為についても、体罰事案に準じて厳正な処分等を受けることになります。

<記憶に残っていますか？ ～直近の懲戒処分事例から抜粋～>

(体罰)

平成31年3月処分

保護者と信頼関係が出来ているのでこのくらいの体罰は容認されるだろうとの過信とおごりから、部活動の指導と併せ宿題指導をしていた生徒の体を足蹴りし、頭を手を持っていたシューズで叩いた。

停職

(不適切な指導)

令和2年2月処分

自分は子どものことを真剣に考えているという思いを過信し、自分の思いが伝わらない苛立ちから、担任する児童に、発達段階や障害等に応じた配慮を怠り、継続的に大声で威圧的な指導をし、精神的な苦痛を与えた。

戒告

わいせつ系及び体罰、不適切な指導以外の非違行為も、発生しています。それらの行為も自己中心的な気持ちの甘さから非違行為に及んでいるケースが多いようです。

(酒気帯び運転)

令和元年11月処分

個人的なトラブルが原因で飲酒し、飲酒したことで感情的になり、冷静な判断が出来ないまま飲酒運転と自覚しながら自車を運転して逮捕された。

免職

(答案用紙の無許可持出及び紛失)

平成30年8月処分

中間考査の答案用紙を、持出許可申請が必要であると認識しながら、「これくらいは許されるだろう」と無許可で自宅へ持ち帰り、紛失した。

戒告

(窃盗)

平成29年10月処分

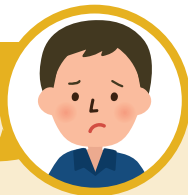
勤務する学校の事務室内で、同僚の職員のバックの中にあった財布から、一部であれば気づかれないだろうという意識から現金2万円を盗んだ。

免職

③ 懲戒処分を受けた本人等の供述

「つい…」とか「このくらい大丈夫…」などの甘い気持ちで不祥事を起こしてしまってから反省しても、後悔しても時は戻りません。不祥事がもたらす結果や責任の重さをよく考えて行動することが大切です。

児童ポルノ法違反：免職



・自分の行為が不祥事だと認識しながら、私欲に負けて何度も行為を繰り返した。

- * 大学時代にスマートフォンにアプリを入れて、そこから止められなくなってしまった。一度画像を送ってもらってからは私欲に負けてしまい、何度も繰り返してしまった。教員になると決まった時など、止めようと思ったことは何度もあったが、アプリを消して何か月か経つと、また同じようなことを繰り返してしまい、現在のような状況になってしまった。
- * 服務規律に関する指導を受けている時は、「自分がしていることは不祥事だ。」「もしばれたら…。」などの思いが毎回よぎった。

盗撮：免職



・盗撮が犯罪であることは理解していたが、女の子の下着が見たいという欲求を抑制できなかった。

- * 盗撮については犯罪であり、教師として、人として絶対に行ってはいけないこと、また、被害者をはじめ保護者、学校、教育委員会や自身の家族など周りに多くの被害・影響を与えることは理解していました。しかしながら、家庭内でレンタルビデオを見たり、ネットカフェで映像を見たりする金銭的・時間的余裕もなく、内側から込み上げてくる性的な興味や性的な欲望を抑えきれず行動に移してしまいました。
- * 自分自身振り返ってみると、動画撮影の準備をしている時、撮影した動画を見ている時は罪の意識はなかったように思います。

体罰：停職



・保護者との信頼関係ができていたのでこのくらいの体罰は容認されるだろうと過信、おごりがあった。

＊保護者といろいろな相談をしながら生徒指導や部活動指導を行ってきたこともあり、家では両親の言うことは全然聞かないという話も聞いていたので、保護者とも本人とも人間関係がある自分が何とかしなければいけないという思いがありました。

酒気帯び運転：免職



・飲酒したことで感情的になり、冷静な判断ができないまま、飲酒運転と自覚しながら運転した。

＊警察官に呼び止められた瞬間は、多くの方に迷惑をかけてしまう事を自覚し、大きな後悔をしました。また、逮捕された時には、本当に重大な過ちを犯したのだと猛烈な後悔でいっぱいになりました。

＊どんなに詫びても詫びることのできない過ちだと後悔しても後悔してもし尽くせないほどの申し訳なさでした。

職員への指導に際して

管理職の方へ

不祥事は**管理職の意識次第**である程度防止できるという意識を強く持つことも必要です。

＊不祥事が発生した学校の管理職の反省から

「指導してきたつもりだった・・・」

- ・指導してきたつもりだったが、結果的に職員の心に届いていなかった。
- ・指導が職員の心に届かず、校長としての指導力不足を深く恥じている。
- ・前兆を見逃さないよう効果的な面談の機会を増やすなど、より教職員の実態把握に努め、私自身が悩みを打ち明けられるような雰囲気为学校づくりを行いたい。

管理職として、常に自覚を持ち、率先して職員の規範となる行動を

学校（職場）内での地位にあぐらをかき、職員に対するハラスメントに対して鈍感になることは決して許されません。

不祥事が起こった場合には、まず管理職としての対応が問われることになりますので肝に銘じて職務にあたってください。

4 被害者等の思い

自分の家族や大切な人がわいせつ被害や飲酒運転事故の被害者になった場合を想像したことがありますか。

事件後、わいせつ被害に遭った児童が語った言葉

(長崎県警察本部犯罪被害者支援室での被害児童との面接から)

- ・「昼（被害を受けた時間帯）になると頭が痛くなる。」
- ・「急に頭やお腹が痛くなる。」
- ・「学校の玄関に行くとき頭が割れるように痛くなってしまう。」
- ・「夜眠るのに時間がかかるようになった。目を閉じるのが怖い。」
- ・「触られたことを思い出すことがある。」
- ・「学校には行きたくないし、学校のことは考えたくない。」
- ・「学校に行けないのは先生のことが関係しているが、何と云えば良いかわからない。」
- ・「忘れよう忘れようとしているから（事件のことについては）何も喋れない。」
- ・「先生（加害者）が逮捕されたのは、自分のせいだ。」
- ・「他の先生でもふとした時に先生（加害者）に見えて怖い。」
- ・「お母さんたちを悲しませてしまった。心配をかけたくない。」

絶対に許しません！

「わいせつ行為は、子どもたちを教え導く使命と立場、その職にあることの矜持を忘れた蛮行であり、倫理観や正義感が著しく欠落した恥ずべき行為」であり、**県教育委員会**は、いかなる理由があろうとも特に児童生徒へのわいせつ行為に対しては**厳しい処分を持って臨みます。**



被害にあった児童生徒の苦しみは 長く続きます



被害について言葉で表現できない子どもや普段と変わらないように見える子どもでも、信頼している先生からの被害は、理解に苦しみ、どう整理すれば良いか分からずに大きなショックを受けています。

大人であれば、「自殺したい。」や「男性（女性）不信になった。」「自殺未遂した。」等言葉で表現できますが、子どもは違います。その辛さをどう言葉で表現すれば良いのか言葉で表現して良いのかも分からずに、表面的には以前と変化が見られないような子もいます。行動面での変化が周囲からすると、被害と結びつかない場合もあります。

それは、苦しみから逃れる手段や周囲に伝わりやすい表現の方法をまだ知らないからなのです。だからといって傷ついていない訳ではありません。大人以上に傷ついています。

被害に遭ったことで、警察から被害の状況を質問されたり、他の先生から聞き取りをされたり、噂が広まったりすることで、「自分が悪いことをしたのではないか。」と思い悩む子どももいます。

被害直後ではなく、被害後何年も経ってから被害の影響によって日常生活に支障をきたす場合もあります。

「被害をなかったことにするために、破れた制服を捨て、先輩に制服をもらい、今までよりも真面目に日々を過ごした。しかし、大人になって、フラッシュバックが起り、不眠や悪夢、食欲不振、嘔吐などの症状に悩まされ、仕事を辞めざるを得なくなった。」そう語る被害者も存在します。

毎日学校に通うことが楽しくて、勉強を頑張って、友人と遊ぶ、クラブ活動に参加するといった何気ない日常が被害に遭ったことで一変してしまいます。

被害に遭った子どもは、

- ・先生（加害者）が逮捕されたのは自分のせいだと周りの友達が思っているような気がして外に出るのが怖く、友人と遊ぶことすら躊躇される。
- ・こんな目に遭って、自分が悪いのかと思うし、生きているのが辛い。
- ・周りが自分のことを噂している。
- ・気がつく被害のことを考えている。
- ・大好きだった学校に行きたくても行けない。教室に入ることができない。
- ・誰かに相談して良い出来事なのか、誰にどのように相談すれば良いのかわからない。

など様々な思いと戦いながら生活していくことになるのです。



事件後、わいせつ被害に遭った児童の保護者が語った言葉

(長崎県警察本部犯罪被害者支援室での保護者との面接から)

- ・「事件後、子どもは毎日のように頭が痛いと言っている。私自身頭痛がひどくなり、眠れないことがある。」
- ・「一日中ずっと子どもの被害のことについて考えてしまう。」
- ・「将来、子どもにどのような影響があるのか心配である。」
- ・「子どもとは事件についての話はしないようにしている。」
- ・「子どもは、ぼーっとして何か考えごとをしているように見えるのだが、何を考えているか話してくれない。」
- ・「子どもが学校に登校できずに休みがちになった。」
- ・「代われるものなら、私が代わってあげたいが、子どものために何もできない。」
- ・「考えると涙が止まらない。けれど、子どものことを守れるのは自分だけだと思うと、頑張らなければと思う。」
- ・「学校はちゃんと対処してくれるのか。」



保護者も深く傷つき、 不安や憤りで苦しんでいます



被害に遭った子どもだけではなく、その保護者も子どもの被害によって傷つき疲弊していきます。

信頼していた先生から、自分の子どもが被害に遭うとは夢にも思っていません。

学校に対する不信任感を募らせる場合もあります。

- ・「子どもをこんな目に遭わせた先生（加害者）が憎い。そんな先生のことを『良い先生だ。』と言っていた自分のことも責めてしまう。」
- ・「周囲の目が気になる。この子のことについて、悪い噂を流しているのではないかと心配になる。」



これから先、

- ・子どもにどのように接すれば良いのか。
- ・被害のことについて触れて良いのか。
- ・学校をいつまで休ませて、どのタイミングで登校させたら良いのか。
- ・学校とどのように関係作りをしていけば良いのか。
- ・今は、落ち着いているように見えても、事件の影響でおかしくなることがあるかもしれない。そのとき、どのように対応すれば良いのか。

など、様々な不安や憤りを抱えながらも、子どもの前ではその気持ちを隠しながら過ごしている保護者の方が多いいらっしゃいます。

自分の欲求を満たすための行動が**子ども・保護者の人生を一変**させます。

もちろんわいせつ行為を行った本人やその家族の人生も一変します。

被害児童生徒・保護者は、わいせつ行為によって深く傷つき、被害の影響は一生続いていきます。

被害を忘りたい、なかったことにしたいと思っても、忘れることもなかったことにもできません。

自分自身が加害者になることがないように自分の性癖を理解することや、わいせつ行為を行うことのリスク、コミュニケーションと称して児童生徒に対する不必要な身体接触や言葉がけを行っていないかなどについて日頃から意識し、考えることが必要です。



長崎県警察では、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに努めています。

長崎県警察本部犯罪被害者支援室では、事件発生当初から、犯罪被害者等への支援を行っています。

部内カウンセラー（臨床心理士）も配置されており、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施しています。学校と連携を図りながら対応することが可能です。



長崎県警察本部警務部

広報相談課犯罪被害者支援室

住所：長崎市尾上町3-3

Tel：095-820-0110（内線2201～2204）

飲酒運転の事故で亡くなった高校生の愛犬の悲しみ

（コンプライアンス通信Vol.58から）

大切な人がいなくなるということ、あなたは想像できますか・・・



「私の名前はこゆき。大切な人と散歩をするのが大好きです。でも、その大切な人は・・・
飲酒運転のドライバーによって命を奪われました。
思い出の場所を探しても、大切な人は見つかりません。
大切な人がいなくなるということ、あなたは想像できますか。」

平成23年2月、福岡県で飲酒運転の車により、二人の高校生が尊い命を落としました。これは、その犠牲になった高校生の愛犬が出演する飲酒運転撲滅を訴える啓発用CMです。このCMは「飲酒運転撲滅を推進する市民の会（会長：福岡商工会議所会頭）」が企画し、趣旨に賛同した映画監督らが、ボランティアで製作を引き受けたものだそうです。皆さんも、一度はテレビ等でご覧になったことがあるのではないでしょうか。

亡くなった高校生を待ち続ける犬の名前はこゆき。被害にあった高校生は、小学5年生の時からこゆきをととても可愛がっていました。事故後、こゆきは遺影の前で眠るようになりました。

CMが撮影されたのは高校生とこゆきのいつもの散歩コース。生前の高校生の写真や、中学時代に所属したハンドボール部の後輩の練習風景などが映し出され、同級生が飲酒事故で命が失われることの悲惨さを訴える内容になっています。無言のこゆきの姿、表情からは、主人を失った悲しみが伝わってきます。

被害にあった高校生の母親は「大切な人を失った悲しみは誰にでもある。その悲しみを想像できるようにすれば、飲酒運転もなくなる。」「多くの方に見ていただきたい」とも話しています。この啓発用CMはインターネット上で視聴できます。ぜひ、一度ご覧ください。大切な人の命を奪う飲酒運転の根絶（撲滅）への想いがきっと伝わってきます。



5 不祥事を起こした場合の責任

もし不祥事を起こしたら、あなた自身はもとよりあなたの大切な児童生徒・保護者、地域の方、同僚、家族及び県内の教職員全体に大きな影響が及ぶことを、想像してください。

○ 法的責任

(1) 懲戒処分（身分上の責任）

地方公務員法及び「教職員の懲戒処分基準について（県教育委員会）」に基づき、免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けます。

(2) 逮捕され、懲役又は罰金（刑事上の責任）

刑法、児童福祉法、道路交通法などの刑罰規定により、懲役刑や罰金などが科せられます。

禁固刑以上の刑（執行猶予も含む。）に処せられた場合には失職し、教員免許状も失効します。

（例）酒気帯び運転

：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

盗撮（県迷惑行為等防止条例違反）※常習ではない場合

：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(3) 被害者への損害賠償責任（民事上の責任）

被害者の金銭的損害や精神的損害による治療費や慰謝料の請求に対して賠償責任として金銭等を求められる場合があります。

公務員が職務上、違法に他人に損害を与えた場合には、県や市町が賠償責任を負うことになりますが、職員に故意又は重過失がある場合には、県や市町は当該職員に対して求償する権利があります。

○ 社会的・道義的責任

(1) 教職員全体の信用失墜

一人の教職員の不祥事が、今まで築き上げてきた信用を一瞬のうちに壊してしまいます。また、一生懸命、誠実に勤務している教職員までも信頼を失うことになります。

児童生徒、保護者、地域住民の信頼の上に「教育」が成り立っていることを忘れてはなりません。

一度失われた信頼を回復するためには、多くの時間と努力が必要になります。

(2) 家族・生計への影響

重大な不祥事を起こした場合、周囲からの非難の声や目が気になるなど、家族の社会生活や子どもの学校生活にも深刻な影響を及ぼし、離婚や家族が離散してしまうケースもあります。

懲戒免職や失職の場合、原則として退職手当は支給されません。また、教員免許状は失効します。さらに、公務員の不祥事に対する世間の目は非常に厳しく、再就職は簡単ではありません。

なお、免職以外の懲戒処分を受けた場合も、昇給（給与月額）、期末勤勉手当、退職手当の全てに影響します。

懲戒免職処分による給与への影響（具体例）

採用4年目（25歳）の県立学校
教諭が懲戒免職になったら、
定年まで働いた時と比べて・・・

約2億4千百万円の損失！



採用28年目（50歳）の県立学校
教諭が懲戒免職になったら、
定年まで働いた時と比べて・・・

約9千百万円の損失！

※ あくまでも教諭のモデル的な試算（定年までの給与と退職手当を合わせた額）であり、実際には昇給の経過や管理職への昇任等によって異なります。

(3) 学校への影響（※ 詳しくは、「6 事件・事故発覚後の学校における事後対策」を参照）

不祥事が発生すると、学校では、不祥事の内容を知った保護者や地域住民から問い合わせの電話や苦情などが相次ぎ、ただでさえ多忙と言われる学校現場は、その対応に追われて教育活動に支障が生じることになります。

また、担任や時間割の変更など、児童生徒の学校生活にも少なからず影響を及ぼす場合があり、何より、信頼して指導を受けてきた児童生徒の心に深い傷を残すことになり、心理的・精神的な影響は計り知れません。

6 事件・事故発覚後の 学校における事後対策

不祥事が発生した場合は、プロアクティブの原則（※）に基づき、迅速かつ的確な対応を行い、ダメージの最小化を図る必要があります。

※プロアクティブの原則：疑わしきは行動せよ、最悪の事態を想定して行動せよ、空振りは許されるが見逃しは許されない

対策のポイント

教職員に必要な認識と行動

- ◆不祥事への対応（事件発生前及び発生後とも）は、管理職だけでなく、各教職員が「チーム学校」の一員という認識を持って、以下の行動をとる必要があります。
 - ・第一報を迅速に管理職に報告（「悪い情報」ほど早く報告）
 - ・「ちょっと変だな」などの疑問や気付いたことは管理職に報告・相談
 - ・お互いに相談しやすい人間関係、同僚への声かけ

管理職に必要な認識と行動

- ◆学校経営を行う際は、様々な「問題」が発生することは当然であり、むしろ「何の問題もないと思われるときは、それを認識する感受性が鈍っていないか」を自問する必要があることを日頃から認識し、以下の行動をとる必要があります。
 - ・教職員への声かけ、気配り、風通しの良い職場環境づくり（相談しやすい雰囲気づくり、傾聴の姿勢）
 - ・職員からの「第一報」の徹底（日頃から迅速かつ的確な情報収集の体制を構築し、ルールを教職員に周知徹底）
- ◆不祥事発生後は、組織にとってのダメージをいかに最小限に止めるかという視点で、学校現場だけの判断でなく、教育委員会と連携のうえ、以下の対策を迅速かつ的確に行う必要があります。
 - ・教育委員会と連携した適切な初期対応（ダメージの最小化）
 - ・迅速で真摯な姿勢での保護者等関係者及びマスコミ等への説明

KEY WORD

「ハインリッヒの法則」

組織で発生する「重大な事故1件」の背景には、「軽微な事故29件」があり、さらに「報告されない出来事300件（ヒヤリハット）」があるという法則です。重要なことは、比率の数字ではなく、災害という事象の背景には、危機有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。

「正常化バイアス」

心の平穏を保つための脳による防御反応でもあり、日常生活において、起こりうる危険な出来事に対して常に敏感でいると疲れてしまうため、他人や他の学校で起きた不祥事や事件・事故などを知っても「自分には起きない、関係ない、大丈夫」という先入観が働きます。この認識が不祥事等を防止する態度を消極的にして、具体的な行動を抑制することになっています。

対応の際の具体的なポイント

(1) 迅速かつ的確な情報収集等

児童生徒に関する事件・事故や教職員の不祥事に関する情報の全ては、管理職を含めた関係職員等で迅速に共有できるように、日頃から校内の情報収集のルール（原則）を全教職員が認識しておきます。

[1] 1 何の原則（管理職までの第一報はスピード優先で）

- ・「5W 1H（六何の原則）」に拘ると報告と対応が遅くなります。
（「5W 1H」は、第一報後の情報管理ルールです。）
- ・把握した事件・事故の情報は、早急に（30分以内に）管理職に伝えます。
- ・事故の場合は、警察や消防への通報、現場での救護を行っているか必ず確認します。

[2] プロアクティブの原則

- ・「空振り」を恐れず、「悪い情報」ほど早く管理職に報告します。
- ・不適切な行為等を見て見ぬ振りをしたり、情報を止めたりすることは厳禁です。その行為自体が非違行為となり、懲戒処分等に該当することがあります。
- ・「おかしいこと」は気にせず異議を唱えます（異議は反対意見ではない）。
- ・管理職は報告のあった情報を冷静に受け止める必要があります。

(2) 事実の確認

収集した情報は、主観的ではなく、客観的に分析します。

[1] 「学校のモノサシ」ではなく「社会のモノサシ」で判断

- ・リスクは、社会がそれをどう見るかという「社会のモノサシ」で決まります。

[2] 第一報後の事実確認は「5W 1H」で具体的に

- ・事実の調査においては、客観的事実（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうしたのか）としての出来事を情報収集します。
- ・情報を客観的に分析し、情報の中に曖昧な判断や思い込み、希望的な観測が混在していないかを確認します。
- ・重要な事実を時間の順に記載することでより客観的事実の把握ができます。

(3) 対応方針の決定

「プロアクティブの原則」に基づき対応方針を決定します。

[1] 学校だけの判断で対応することは危険

- ・情報収集の時点から県教委又は市町教委に報告し、連携して対応します。
- ・不都合と思われる情報の多くは表面化し、報告が遅れ、時間が経つほど問題が大きくなり、管理職が認識した時点から組織ぐるみの隠蔽と批判を受けることになります。

〔2〕「児童生徒のため」という姿勢で

- ・学校で発生した事件・事故の対応は、児童生徒を保護することを最優先に考えます。この対応を誤ると、「学校を守ることしか考えていない。」「事実を隠蔽しようとしている。」などの批判を受けます。

〔3〕対応方針の項目とスケジュール

- ・対応方針として以下の項目を決定し、優先順位を付けてスケジュールの全体像を全教職員で共有します。

① 事件・事故の発生原因の分析

- 事件・事故の予兆、心理的・環境的・個別の背景及びこれまでの取組や対策について分析、評価をします。

② 対策案・再発防止策の実施

- 「できること・できないこと」、「必要な時間」等を考慮し、「短期的（直ちに実施すること）」、「中長期的（適切な時間をかけて実施すること）」を区分し、具体的な対策を講じます。

特に、短期的な対応や対策は時機を失することなく、タイミングよく実施する必要があります。

③ 保護者等関係者への説明

- 必要に応じて、PTA役員等との協議を行い、PTA等と一体となった対応に努めます。

〔4〕初期対応が極めて重要

- ・初期対応が不適切であれば、そのことで新たな二次被害を引き起こす可能性が極めて高く、これを防止するために、初期対応が極めて重要であることを認識しておく必要があります。

（4）保護者等関係者への説明

真摯な姿勢で、迅速な保護者等関係者への説明を行います。

〔1〕最優先は、保護者等関係者への説明

- ・児童生徒に関することは、事実の確認を十分に行い、保護者等関係者への連絡を最優先に行います。
- ・いつ、誰から第一報が入ったかが重要で、時間が経過したり学校以外からの情報で知り得たりすると、「隠蔽」と批判を受けることになります。

〔2〕所属職員任せにせず管理職が問題の対応を

- ・校長等管理職が可能な限り保護者等関係者と顔を合わせて報告、説明するなど真摯な対応を行います。

〔3〕保護者等関係者が求めていることを的確に把握

- ・学校の立場からの思い込みではなく、保護者等が真に求めていることを的確に把握し、今後の対応につなげます。

〔4〕誠意をもって、確定した時点で真摯に説明

- ・「5W 1H」に拘らず、「今わかっていること」を説明します。「わからないこと」は現在調査中であることを伝え、続報で伝えます。保護者等の意識や感情が絶えず変化することを踏まえ、適宜、わかってきたことを説明します。
- ・事件、事故の原因や再発防止の説明も求められるので、確定した時点で真摯に説明します。

(5) マスコミ等の対外的な説明

県教委又は市町教委と連携してマスコミ等への対外的な説明を実施します。

〔1〕学校だけで判断せず、県教委又は市町教委と調整して対応

- ・マスコミ等の対応については学校現場では不慣れな部分もあることから、初期の段階から、県教委又は市町教委と調整したうえで対応します。
- ・マスコミ等から取材の申込みがあった場合は、県教委又は市町教委と協議し、記者会見・取材対応の時期を決定し、相手方に伝えます。

〔2〕記者会見等を行う場合の留意事項

- ・記者会見等は児童生徒、保護者に不安、疑惑等を与えたことに対する「お詫びの場」、今わかっていることを説明する「説明責任の場」、関係者の不安を軽減する「今後の対応方針を説明する場」であることを認識します。
- ・お詫びについては、「社会的責任」、「道義的責任」の視点を含めて行います。
しかし、学校側の「法的責任」は別問題という意識は必要です。
- ・記者会見等における説明は、「今後の方針」を伝えることが重要です。

(6) 再発防止策の実施

事件・事故の再発防止のための自己点検に基づく具体的な対策を実施します。

〔1〕事実関係を把握し、発生した背景・要因の分析

- ・組織的チェック体制に問題がなかったか、風通しのよい職場環境となっていたか、コンプライアンス意識の向上のための研修・意識改革が十分であったか等の見直し検討を行います。

〔2〕迅速かつ的確な実施

- ・再発防止策は、必要に応じて県教委又は市町教委と連携し、実効性のある方策を迅速かつ的確に実施します。

7 県教育委員会の不祥事防止 に向けた取組

不祥事防止のためのこれまでの主な取組を紹介します。

本県の「教職員の不祥事防止対策」の核となる取組です

研修 ▶ 「長崎県教育委員会服務規律強化月間」の実施

平成19年度から実施し、平成23年度からは各学校の主体的、自主的な取組とするため、各学校に置く「服務規律委員会」が中心となり、年度当初に年間計画を作成し、全教職員参加の職員研修を、年3回（各1か月）実施し、教職員間の連帯感を高める形で実施されています。（平成23年度から改定実施）

— 各学校では内容を工夫して研修を行っています —

不祥事防止に関するチェックリストの活用

- ・チェックリストによる自己の意識や実践を定期的に評価
- ・過去の結果との比較による意識の深化
- ・結果の集約、数値化による反省と今後の取組みの参考として活用

外部専門家を招いた職員研修会

- ・警察署員（飲酒運転の根絶、交通安全関係）
- ・弁護士（学校での法律問題、ハラスメント関係、コンプライアンス全般）
- ・教育センター指導主事（体罰・暴言の根絶、情報セキュリティ関係）

体罰及び不適切な指導の根絶への取組

- ・体罰禁止の宣誓書等の作成・掲示
- ・教育センターから講師を招き、アンガーマネジメント研修の実施

飲酒運転根絶（交通安全）への取組

- ・「飲みませんワッペン」「帰宅手段申告カード」の活用や「飲酒運転防止等ポスター」の懇親会会場での掲示など
- ・警察署員を講師に招き、飲酒運転撲滅や交通安全に関する研修会の開催
- ・飲酒運転撲滅に関する決意書の所轄警察署への提出

わいせつ・セクハラ行為の根絶への取組

- ・弁護士を講師として招聘してパワハラ、セクハラについての法規研修の実施

研修 ▶ 「服務規律委員会担当者研修会」の実施

コンプライアンスの重要性を認識し、取組の改善と意識の向上を図るために、各県立学校の服務規律委員会の中心メンバー等を対象に、研修テーマを毎年変えながら研修会を実施しています。なお、研修会終了後は、各学校において伝達のための職員研修が実施されています。

(平成23年度から実施)

校内研修等の参考となる資料を作成しています

啓発 ▶ 「教職員のためのコンプライアンスハンドブック」の発行

教職員のコンプライアンスに対する意識をより高めるために、教職員に求められる様々な義務、懲戒処分的事例、不祥事を防止していくための対策などをとりまとめたもので、服務規律委員会や服務規律強化月間の校内研修等において、多くの学校で活用されています。

(平成23年10月発行)



啓発 ▶ 「コンプライアンス通信」の発行

教職員に日頃からコンプライアンスを意識してもらい、日常の話題として取り上げてもらうことを目的に、身近なテーマを選んで、毎月1回程度発信しています。

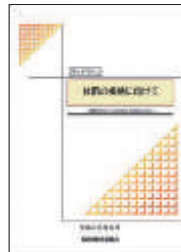
(平成24年6月から発行)



啓発 ▶ 「体罰の根絶に向けて」の発行

体罰に関する認識を深められるよう、具体的な指導場面における対応・対処について例示しており、校内研修等で活用するとともに、県教委主催の研修会でも活用しています。

(平成25年5月に発行、平成31年4月に一部改訂)



体罰の根絶のために

調査 ▶ 「体罰に係る実態把握調査」の実施

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、教職員及び児童生徒・保護者に対する調査を毎年実施しています。

教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・指導措置等を行った事案及び校長による指導を行った事案の内容について公表しています。

本調査は、教職員が自身の指導や言動を振り返るきっかけになっており、管理職員の所属職員への指導に活かされています。（平成25年度から実施）

研修 ▶ 体罰の再発防止のための指導力向上研修

「体罰根絶のための重点的な対策」として、体罰により懲戒処分又は指導措置等（以下、「処分等」という。）を受けた教員に対し、管理職指導による校内での1年間の個別研修、及び県教委主催研修（アンガーマネジメント研修）の受講の義務付けを実施しています。

県教委主催研修においては、弁護士や臨床心理士など専門家を講師として招聘し、多面的に体罰事案を捉え直すことで、処分等を受けた教員の意識改革を図っています。

（平成29年度から実施）

<平成29年度県教委主催研修の様子>

講義1：体罰事案と法、その実際

（法テラス長崎法律事務所弁護士）

～許される体罰はあるか！～



講義2：アンガーマネジメント

（日本アンガーマネジメント協会九州支部副支部長）

～怒らないのではなく怒りと上手に付き合うこと～



点検 ▶ 目標管理制度を利用した校長面談の実施

「体罰根絶のための重点的な対策」として、全教員が「自己目標管理シート」に「体罰によらない指導」を設定し、管理職による面談を実施し、授業参観等で指導状況を確認しています。

（平成29年度から実施）

わいせつ系の不祥事根絶のために

点検

わいせつ行為等防止のための 自己分析チェックシートの導入

教職員自らが気づき、陥りやすい危険性を理解してその抑止のために行動することを目的に導入し、チェックシートと連動した相談窓口を併せて整備しました。

医療的アプローチとして専門家によって作成され、教職員自らが陥りやすい危険性に気づき、その抑止のために自ら行動（相談・治療）することが可能です。（平成31年度から実施）

— 自己分析チェックシートについて —

● 実際に加害を行った者のよくある行動パターンをシナリオ化

<シナリオ問題例>

短いシナリオにおいて主人公となる場面（男性と少女のやりとり、男性と女性のやりとり、女性同士のやりとり）を設定し、シナリオの社会的な文脈において、書かれてある行動を行う可能性がどれくらいあるかを問う

0. 決してしないだろう
1. 多分しないだろう
2. どちらとも言えない
3. するかもしれない
4. 恐らくするだろう

● 実際に加害者が回答する複数の項目を抜粋 → 認知の歪みのチェック

ある考え方を示し、それについてどのように思うかを問う

【例】生徒に関する性的な想像や考えを持っていても、それは少なくとも生徒を傷つけていないから、そんなに悪いことではない。

0. 全くそう思わない
1. あまりそう思わない
2. そう思う
3. とてもそう思う

生徒によっては、他の生徒よりもはるかに大人っぽい子もいる。

0. 全くそう思わない
1. あまりそう思わない
2. そう思う
3. とてもそう思う

● 実際に加害者が回答するきっかけとなる要因を抜粋 → トリガーチェック※

（※共感性、攻撃性、自己愛、ハラスメントを容認する態度、メンタルヘルス等）

自身のストレスの状況などを問う

【例】いろいろなしつこい、ひどく落ち込んだりすることがある。

0. 全くない
1. あまりない
2. たまにある
3. ある
4. よくある

自身の分析結果が気になる教職員は無料（初回のみ）で相談できます。

【相談窓口】 性障害専門医療センター

☎ 03-5326-3370 （平日 10 時～ 17 時）

E-mail : info@somec.org

H P アドレス : <http://www.somec.org/>

調査 セクハラ調査（児童生徒・教職員）の実施

県教育委員会では、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、現れた被害に対応するとともに、教職員及び児童生徒に対する注意を喚起し、セクハラに関する意識の向上と学校におけるセクハラ行為の防止を図るための「セクハラ調査」を実施する予定にしています。

セクハラを含むハラスメントは、職員の意欲や心身の健康を守ることはもちろん、学校における教育活動がより円滑に行われるためにも防止すべきものであり、まずは、職員一人一人がこのことを認識し、協働性が発揮できる職場づくりに努めることが大切です。

(令和3年度から実施予定)

NEWS 教職員のわいせつ行為を許さない動きが全国的に広まっています

わいせつ教員を教室に戻さない

文部科学省は、児童生徒らにわいせつ行為をして懲戒免職となり、教員免許が失効した際に官報公告される情報を活用して、教員採用権者においてより適切な採用選考に資するよう、失効の理由である懲戒免職の具体的事由等を官報公告事項として明記する「教育職員免許法施行規則」の改正案について、パブリックコメントを行い（令和3年3月2日まで受付）、4月1日から施行する予定としています。

改正案では、懲戒免職等の処分事由として、次の①又は②のわいせつな行為等を含む5つの区分のいずれかに該当するかを掲載することとしています。

- ① 18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
- ② わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント(①に該当するものを除く。)

官報について、文部科学省は、令和3年2月から教員の過去の教員免許の失効歴などを確認できる検索ツールの対象期間を、現行の「過去5年間」から「過去40年間」に大幅に拡充しており、今回の改定と合わせて抜本的な対策とする考えです。

懲戒処分には時効はない

過去に教員からわいせつ行為を受けた生徒が大人になって被害を申告し、懲戒処分を行う事例が、近年、相次いでいます。

令和3年1月28日、28年前に教え子だった当時中学3年生の女子生徒にわいせつな行為をしたとして、札幌市の男性教員（56）が懲戒免職処分となりました。

被害女性によると、当該教諭は女性にとって絶対的な存在で逆らう発想がなく、当時は当該教諭の行為が性暴力であると認識できなかったと話しています。その後、女性は、ある裁判を傍聴したことをきっかけに自身のケースも性暴力だと認識し、記憶のフラッシュバックにより心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断されました。

令和2年12月、女性が札幌市と当該教員を相手に起こした損害賠償請求訴訟は、賠償請求権が消滅する「除斥期間（20年）」が経過しているとして棄却されましたが、裁判所は、中学卒業直前から約1年半にわたるキスなどのわいせつ行為を認定したため、市教委はその事実認定により当該教員を懲戒免職処分としました。

教職員の懲戒処分基準等を定めています

基準

教職員の懲戒処分基準について

平成19年 8月 1日
平成30年 4月 1日 一部改定
令和 4年 4月 1日 一部改定
令和 5年10月 5日 一部改定
令和 5年12月12日 一部改定
長 崎 県 教 育 委 員 会

1 趣旨

教職員の懲戒処分の標準的な量定（以下「標準例」という。）を明確にすることにより、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応える。

2 基準適用の対象

本基準は、長崎県教育委員会が任命権を有する教職員に適用する。

3 基本事項

（1）量定の決定

具体的な量定の決定にあたっては、「5 標準例」を基本に、下記に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

- ア 非違行為の動機、態様及び結果
- イ 故意又は過失の度合い
- ウ 当該教職員の職務上の地位
- エ 児童生徒・保護者及び社会に与える影響
- オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無
- カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応
- キ その他相応の事由

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

（2）他の非違行為

「5 標準例」に掲げられていない非違行為についても、当然懲戒処分の対象となるものであり、これらについては「5 標準例」及び人事院の定めた懲戒処分の指針を参考にして懲戒処分の量定を判断する。

4 適用年月日

この基準は、平成19年8月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和5年10月5日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和5年12月12日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

5 標準例（○印：該当量定）

（1）児童生徒等に対する非違行為関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 体罰・不適切な指導				
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○
※ 具体的な処分量定は、「体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて」により決定する。				
イ 児童生徒性暴力等				
① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員	○			
② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員（①に掲げるものを除く）	○			
③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る）に当たる行為をした教職員（①及び②に掲げるものを除く）	○			
④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から③までに掲げるものを除く）	○			

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から④までに掲げるものを除く）	○			
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）				
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。 ※ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。 ※ ①から⑥に該当する行為の例示は以下のとおりであり、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の各号に規定する行為が考えられる。 ① 刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、青少年保護条例等により禁止される性交等が該当する。 ② 刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、青少年保護条例等により禁止されるわいせつ行為が該当する。 ③ 以下の i から iii の行為が該当する。 i 刑法第182条の罪である、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等） ii 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為である、児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持・提供等（同法第7条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第8条） iii 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）である、児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）及び記録（同法第6条） ④ 長崎県迷惑行為等防止条例第3条第1項第1号により禁止される卑わいな行為（いわゆる痴漢）が該当する。 ⑤ 同条例第3条により禁止される盗撮（③に含まれるものを除く。）が該当する。				

- ⑥ 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず、SNSや電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。

※ 「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。（以下、本標準例において同じ。）

（２）一般服務関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 無断欠勤				
正当な理由なく５日未満の間勤務を欠いた教職員			○	○
正当な理由なく５日以上１５日未満の間勤務を欠いた教職員		○	○	
正当な理由なく１５日以上の間勤務を欠いた教職員	○	○		
イ 勤務態度不良等				
遅刻・早退を繰り返す教職員			○	○
休暇等の虚偽申請をした教職員			○	○
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○
ウ 職場内秩序びん乱				
暴行・暴言により職場内の秩序を乱した教職員		○	○	○
エ 虚偽報告				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員			○	○
オ ハラスメント（児童生徒等以外）				
セクシュアル・ハラスメントを行った教職員				
暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動（上記の場合を除く。）を繰り返した教職員		○	○	
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員			○	○
※ 「わいせつ行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、人の性的な部位その他の身体の一部に触れること（相手の心身に有害な影響を与えるものであって、相手を著しく羞恥させ、若しくは相手に不安を覚えさせるようなものをする）等が考えられる。（以下、本標準例において同じ。）				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを除く）を行った教職員				
ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員		○	○	○
ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員		○	○	
ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○	○	
カ 争議行為等				
同盟罷業、怠業その他の争議行為を行った教職員			○	○
前項の違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつた教職員	○	○		
キ 秘密漏えい				
職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員	○	○	○	○
具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員		○	○	○
ク 情報管理				
職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員			○	○
ケ 個人の秘密情報の目的外収集				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員			○	○
コ 政治的目的文書配布				
政治的目的で文書を配布した教職員				○
サ 贈収賄				
職務に関し、賄賂を贈ったり收受した教職員	○			
シ 営利企業等従事				
許可なく営利企業等に従事した教職員			○	○
ス 不適正な業務執行				
事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員		○	○	○
セ 公文書の不適正な取扱い				
公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員	○	○		
決裁文書を改ざんした教職員	○	○		
公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員		○	○	○

(3) 公金公物等取扱い関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 横領				
公金又は公物（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下「公金等」という。）を横領した教職員	○			
イ 窃取				
公金等を窃取した教職員	○			
ウ 詐取				
人を欺いて公金等を交付させた教職員	○			
エ 紛失・盗難				
公金等を紛失した教職員				○
重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員				○
オ 損壊				
職場において故意に公物を損壊した教職員			○	○
カ 出火・爆発				
過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした教職員				○
キ 諸給与の違法支払・不適正受給				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員			○	○
ク 公金公物不適正処理				
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員			○	○
ケ コンピュータの不適正使用				
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○

(4) 公務外非行関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 放火・殺人				
放火又は人を殺した教職員	○			
イ 傷害				
人の身体に傷害を負わせた教職員	○	○	○	
ウ 暴行				
暴行を加えた教職員が人を傷害するに至らなかったとき			○	○

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
エ 器物損壊				
故意に他人の物を損壊した教職員			○	○
オ 横領・窃盗・強盗				
他人の財物を横領・窃取した教職員又は暴行や脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	○			
カ 詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	○			
キ 賭博				
賭博をした教職員			○	○
常習として賭博をした教職員		○		
ク 麻薬等の所持等				
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員	○			
ケ 酩酊による暴言等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員			○	○
コ わいせつ行為（児童生徒等以外）				
わいせつ行為を行った教職員	○	○		
サ ストーカー行為				
執拗なストーカー行為を行った教職員	○	○	○	
シ 住居侵入				
正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員	○	○	○	

(5) 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 飲酒運転				
酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員	○			
飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員	○			
※「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれにある状態をいう。）で運転する行為をいう。 ※「酒気帯び運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。 ※上記の飲酒運転に該当しない場合であっても、酒気を帯びて運転を行った教職員は、行為の態様等を総合的に考慮した上で、懲戒処分の検討を行うものとする。				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
イ 無免許運転				
無免許運転をした教職員	○	○		
ウ 人身事故（飲酒運転・無免許運転を除く）				
人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	○	○	○	
人に傷害を負わせた教職員			○	○
上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合	○	○	○	
エ 上記ア～ウにあたらぬ事故等				
その程度により相応の処分を行う。				

（６）監督責任関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 指導監督不適正				
部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員			○	○
イ 非行の隠ぺい、黙認				
部下教職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員		○	○	

平成23年 3月18日制定

令和 3年10月 7日改正

令和 6年10月 3日改正

長崎県教育委員会

1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、県教育委員会が行った懲戒処分について、児童生徒等への影響を考慮しながら、原則として公表することにより、教職員としての自覚の喚起と不祥事の再発防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

2 公表の対象となる処分

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（懲戒処分事案に関連して行われる文書又は口頭による訓告を含む。）

3 公表の時期

原則として、処分後、速やかに公表する。

4 公表する事項

（1）公表する内容は、次のとおりとする。

- ① 被処分者「郡市・所属区分（事務局等又は学校の種類）・職名・年齢・性別」
- ② 処分年月日
- ③ 処分の種類
- ④ 処分事由

（2）次の場合は、（1）に加え、被処分者の所属名及び氏名を公表する。

- ① 懲戒免職処分
- ② 報道等により被処分者の氏名等が公表されている事案にかかる懲戒処分

5 公表の例外

次のいずれかに該当すると教育委員会で決定した場合は、4にかかわらず、公表内容の一部（（1）においては一部又は全部）を公表しないことができる。

（1）被害者等の人権に配慮すべき必要がある場合

- ① 被害者等が公表しないことを求めている場合
- ② 被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害されるおそれがある場合

（2）被処分者の心身状態等、特に配慮すべき事情がある場合

（3）児童生徒の心身の発達又は学校教育活動に重大な影響を及ぼすなど特に配慮すべき事情がある場合

6 公表の方法

公表は、原則として県政記者クラブに対する資料提供により行う。

平成30年4月1日制定

令和4年4月1日改定

県内の公立学校において体罰・不適切な指導事案が発生した場合における、教職員に対する処分等の取扱いについては次のとおりとする。

第1. 教職員の懲戒処分の基準（令和4年4月1日改定）に定める標準例についての考え方

1. 体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）は、いかなる場合においても行っ
てはならないものであるが、その中でも、標準例に規定した体罰等については懲戒処分
の対象とする。

（ただし、正当防衛又は正当な行為と考えられる事案については除く。）

また、体罰等を行うところを見ていたにもかかわらず、体罰等に対して制止等の対応
や管理職への報告といった適切な対応を怠り、体罰等を容認しているとみなされる行為
を行った者も厳正に処分する方針である。

2. 標準例における「負傷」とは、創傷、擦過傷、打撲傷のような外傷だけでなく、疼痛、
めまい、吐き気、失神等を生じさせたときなど広く解するが、少し赤くなったといった
程度の軽微な傷については、原則として、懲戒処分ではなく訓告等の指導措置により対
応する。

これについては、①日常生活に支障を来さないこと、②負傷として意識されないか、
日常生活上看過される程度であること、③医療行為を特別に必要としないこと等を判断
の基準とする。

3. 標準例における「常習的」とは、1回の体罰で複数回叩いたというような場合をさす
ものではない。

また、別の時期に複数回体罰を行ったから直ちに常習的とするのではなく、その判断
にあたっては、体罰に至った背景や態様、執拗さ、過去における処分や指導歴、当該職
員の資質等を総合的に勘案するものとする。

4. 常習性がなく負傷もしていないという場合はすべて懲戒処分の対象外とするものでは
なく、執拗に何回も叩くなど、体罰の状況、態様等が悪質と判断されるものは懲戒処分
の対象となる。

第2. 体罰等に関する処分の手続きについて

1. 体罰等発生時の対応

校長は、教職員からの報告等により体罰等を把握した場合、学校内での対処に留め
ることなく、必ず県教育委員会（公立小中学校の場合は市町教育委員会を経由して）
に「教職員の体罰について（報告）」により報告を行うものとする。

2. 市町教育委員会における内申

市町教育委員会においては、第1の2～4により懲戒処分の対象に該当する体罰等
については、すべて県教育委員会に対し内申するものとする。

3. 県教育委員会での検討

(1) 上記1及び2による内申又は報告を受け、懲戒処分とするか否か、懲戒処分をする場合にどの量定にするかについては、任命権者である県教育委員会が、教職員の懲戒処分の基準の3(1)ア～キに掲げる事項、及び、特に、体罰等については、次の①～⑦を総合的に考慮して判断するものとする。

(「ア 非違行為の動機、態様及び結果」関係)

①体罰等に至った経緯

②被害を受けた児童生徒の状況(学年、心身及び発達段階の状況等)

③体罰等の態様(殴る、蹴る等)、継続時間、回数、負傷の程度等

④児童生徒・保護者のその後の状況(精神的ダメージ、教育活動への支障等)

(「オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無」関係)

⑤体罰等に係る前歴の有無、常習性の程度

(「カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応」関係)

⑥事後の対応(管理職員への報告及び報告内容の真偽、児童生徒への措置等)

(「ウ 当該教職員の職務上の地位」関係)

⑦管理職員等指導的な立場の有無

(2) 体罰等に対する処分量定は、上記(1)の事実認定に基づき、下記「体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例(表1)」又は「指導措置により対応することができる場合(表2)」を基準に、個別の事案ごとに加重要素(表3)により加重、その他必要に応じて軽減を行い、総合的に判断して決定する。

◆体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例

(表1)

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○

なお、懲戒処分ではなく指導措置により対応することが想定されるものとしては下記のとおりである。

◆指導措置により対応することができる場合

(表2)

区 分	指 導 措 置		
	文書 訓告	口頭 訓告	嚴重 注意
① 負傷や精神的な苦痛が認められる場合			
ア 負傷や精神的苦痛の程度が軽微な場合	○	○	
② 負傷や精神的な苦痛が認められない場合			
ア 体罰や不適切な指導が複数回認められる場合		○	○
イ 体罰や不適切な指導が1回のみの場合			○

◆判断の加重要素

(表3)

a	常習的又は態様が悪質な場合の程度 ○ 頭部を蹴るなど体罰の態様が尋常でない、器物の使用 など ○ 複数人、複数回、特定の児童生徒への行為 など ○ 心身の発達段階（小学校低学年、特別な支援を要する児童生徒など）への配慮
b	結果が特に重大な場合 ○ 精神的苦痛等により不登校、精神的疾患、転校（転学） など
c	過去に体罰等による校長指導や指導措置を受けている場合 ※ 前回受けた指導措置等以上の処分等とする。 この場合において、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講している場合は、懲戒処分を標準とする。
d	過去に体罰等による懲戒処分を受けている場合 ※ 前回受けた懲戒処分以上の処分とする。
e	事後処理の状況 ○ 管理職への未申告、虚偽の報告、隠蔽又は相当期間報告を怠った場合 など ○ 保護者への連絡、謝罪、負傷の措置 など
f	当該教職員が管理職の場合

第3. 指導措置等

- 第2の1及び2による内申又は報告された体罰等について、県教育委員会において懲戒処分には当たらないと判断した体罰等については、原則として指導措置（公立小中学校においては市町教育委員会による指導措置、県立学校においては県教育委員会による文書又は口頭による訓告若しくは厳重注意）とする。
なお、市町教育委員会による指導措置の内容は、各市町教育委員会において適切に決定するものとする。
- 第2の2による内申に該当しない体罰等であっても、市町教育委員会による指導措置を行った内容について、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。

第4. 体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修の実施

- 体罰等により懲戒処分又は指導措置（以下「処分等」という。）を受けた教職員を対象に、処分等を受けた日の属する月の翌月から1年間を研修期間として「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施するものとする。
- 上記1の研修の実施に関する詳細は、別に定める要綱によるものとする。

8 各種相談窓口

不安やストレスによる悩みがあるとき、周囲の人にあなたは相談できていますか。身近に相談しにくいときは、各種の相談窓口があります。一人で悩まずに、まずは相談をしてみませんか。

教職員の皆さんへ

不満やストレスをため込んでいませんか。そういったものを上手に解消できていますか。

- ◆自分の感情と上手につきあえているか自問してみましょう。
- ◆困ったことがあるのに、毎日楽しいと言ったり、たいしたことはないように振る舞ったりしていませんか。
- ◆普段感じている不満や怒りを書き出してみるなど、自らのストレスを自覚するようにして、その対処法を考えてみましょう。
- ◆多忙さやストレスからの解放感が不祥事のきっかけとなることもあり、普段からこうしたストレスをうまく発散する方法を見つけておくことも必要です。

今現在、悩みごとがありますか。上司や同僚、家族、友人等の周囲の人に相談はできていますか。

- ◆困りごとがあれば、上司等に相談してみましょう。
- ◆**身近に相談しにくいときは、各種の相談窓口があります。一人で悩まずに、まずは相談をしてみませんか。**

管理職の方へ

職員が悩みやストレスを一人で抱え込まないように、気軽に相談し合えるような職場環境づくりをお願いします。

- ◆気にかかる職員がいれば、積極的な声かけをお願いします。
- ◆職員に悩みごとがあれば、真摯に聴き、必要に応じて助言等を行い、職場での対応が必要な相談内容であれば、適切な対応を行う必要があります。
- ◆**人間関係を含めた職場環境のために上司に相談しづらいこともあるので、各種の相談窓口が設置されていることを周知し、積極的に活用するよう呼びかけましょう。**

教職員のための相談窓口（県教育センター）

学校教育にかかる教職員自身の悩み（学校経営、児童生徒、保護者、地域、職場の人間関係に関すること）及び学校教育上の諸問題に関する相談に応じます。

☎ 0120-72-5312

（専用フリーダイヤル）

※携帯電話からはつながりません。

☎ 0957-53-1136

（専用電話）



○相談時間：月～金曜日 9:00 ～ 20:50（祝日を除く。）

○受付は、FAX でも毎日 24 時間受け付けています。

専用
FAX

0957-50-1950（回答は電話になります。）

教職員のためのメンタルヘルス相談（指定専門医療機関）

教職員のストレスや悩み、不安などについて、指定専門医療機関のこころの専門医へ相談ができます。（年3回まで無料）

 **HP（教職員のためのメンタルヘルス相談）**

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kenkodukuri/fukuri/>



○指定専門医療機関の所在地、相談時間等は、年度始めに全教職員に配布する「教職員のためのメンタルヘルス相談」のリーフレットに掲載しています。

○面談のほかに、インターネットや電話による相談も可能です。

○問合せ先：県教育庁福利厚生室 095-894-3342

*教職員の家族や所属の管理職が、教職員本人に関する相談をすることもできます。

職員からの苦情相談（県人事委員会）

職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関するもののほか、職場におけるいじめや嫌がらせ、セクシャル・ハラースメントに関する悩みや苦情などの相談を受け付けています。

☎ 095-894-3554

○相談時間：月～金曜日 9:00～17:45（祝日を除く。）

○相談は、電話、手紙、面談のうち、都合のよい方法で相談できます。

ただし、面談は事前予約が必要です。

詳細は、長崎県人事委員会のHP（職員からの苦情相談）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/goiken-gosodanmadoguchi/kujo-sodan/>

法令違反等通報窓口（県教育庁教育政策課長及び弁護士）

教職員等の職務に関し、法令に違反する行為又は恐れのある事実、個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を書し、又はこれらに対して重大な影響を与える恐れのある行為がある場合に、教職員又は教職員以外の方からの通報を受け付けています。

 **HP（長崎県教育委員会法令違反等通報制度）**

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokoyoiku/seido-edu/tuuhou/>

○通報の窓口

(1) 県教育庁教育政策課長

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁教育政策課

FAX 095-894-3470

専用メール kyoui24@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 堀江法律事務所 堀江憲二弁護士

〒850-0017 長崎市新大工町5番1-1404号 堀江法律事務所

FAX 095-824-2444

○通報の手段

1. 親展文書（封書）

2. ファクス

3. メール（教育庁教育政策課への通報の場合のみ）

*電話での通報は受け付けていませんが、通報に先立って、教育政策課に対し、その該当の有無等の相談や、通報処理手続き等の問い合わせ等は対応しています。

○制度に関する問合せ先：県教育庁教育政策課法務・給与制度班

095-894-3316

あなたとあなたの大切な人を守るために
教職員のためのコンプライアンスハンドブック

令和３年３月発行

令和６年１０月一部改訂

長崎県教育委員会

不祥事を起こさないための心がまえ

職場の危機管理「7つの行動指針」

- リスクの90%は現場で起きる現実 -
- 職員一人一人の危機管理意識を持続させるために -

1

いつも「ちょっと変だな・・・?」「本当に大丈夫かな・・・」という意識を持って仕事しよう

- ・「知識(経験)」+「意識(ちょっと変だな?)」の複眼で事象を見ること
- ・この意識があれば、兆候を必ず早期に気づき、予防できる

2

いつも「誰かに見られている」という意識で仕事しよう

- ・「誰も見ていないだろう・・・」の心理が、つい不正行為に走らせる
- ・この意識があれば手抜き、不正、違反行為に抑止力が働く

3

「おかしいと思ったことは」「おかしい」と上司に言おう

- ・「おかしいこと」を「おかしい?」と感じないから「独断」する
- ・「報連相」は危機管理の基本動作である

4

不正行為はいつか必ず発覚すると知ろう

- ・「告発」という“時代の刺客”の目が、どこでも光っている
- ・目前の数万円のために、数千万円を失う愚かさを知ること

5

大事な自分の家族がどうなるか、を自問しよう

- ・この意識があれば「悪魔のささやき」に負けないですむ
- ・職場の「しがらみ」や「誤った仲間意識」で一生を台無しにするな

6

コンプライアンスは「当たり前のこと」を「当たり前にする」とだと知ろう

- ・日常業務の99.9%は、コンプライアンスの範囲
- ・わずか0.1%の「多分、大丈夫だろう・・・」が不祥事を起こす

7

それをマスコミが知っても問題にならないか、自問しよう

- ・マスコミがそれをどう見るか、それが問題なのだ
- ・「役所の常識」は「社会の非常識」かも